令和元年横瀬町農業委員会第13回総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年12月26日 (木) 午後4時から4時32分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(10人)

会長	2番	町	田	恒	夫
会長職務代理者	7番	冨	田	哲	夫
農業委員	1番	加	藤	虎	三
	3番	町	田	幸	広
	4番	町	田		多
	5番	佐	野	貞	行
	6番	小	室	寿	德
	8番	小	泉	茂	樹
	9番	若	林	想-	一郎
	10番	武	藤	量	司
農地利用最適化推進委員	第1	平	沼	敏	明
	第 2	荒	舩	敏	明

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 第3 石 黒 夢 積

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第4 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第27号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決に関する件
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長赤岩利行書記町田勝一小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 皆さん、夕刻にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございました。

委員全員の方に出席をいただいております。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員から所要のため欠席の連絡をい ただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第13回農業委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長より指名を申し上げます。

4番、町田多委員、5番、佐野貞行委員のご両名にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

引き続き、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案 第27号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決に関する件でございます。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、日程第3、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請 に関する件を議題といたします。

会議規則第11条の規定によりまして、3番委員、町田幸広委員さん、退席をしばしお願いいたします。

[3番町田幸広委員退席]

議 長 ご退席をいただきました。

それでは、議案第25号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第25号について説明いたします。

議案第25号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台 帳地目は田、現況地目も田であります。面積は1,463平方メートル、譲受人 は町内在住の農業者の方で、譲渡人は町内在住の方です。

申請理由は、使用貸借権5年の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線沿いにある札所十番大慈寺の駐車場から県道を挟んだ南東方向のところが申請地になります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号、全部 効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地取得し、 反する行為、例えば違反転用等になりますが、それらがないか、農業従事 者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作で きる農業経営能力を有しているかどうかということになります。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及びその世帯員等の年間農業従事日数として、一般的には150日以上あるかどうかということになります。

続いて、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件といたしまして、取得分の面積等が30アール以上であることになります。

最後に、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかなしかということになります。

事務局といたしましては、許可基準を全て満たしていると判断しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒舩推進委員さん、お願いいたします。

荒舩推進委員 農地利用最適化推進委員の荒舩です。

ただいま上程されました議案第25号について、担当推進委員として、農地法第3条の許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る18日、水曜日、16時から、冨田哲夫委員と同行し、現地調査を行いましたので、

所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、札所十番の東方に位置する熊谷小川秩父線沿いに専用住宅が3棟連立する住宅の東側の田を5年間の使用貸借契約を締結するもので、従来から水稲の作付が行われているので、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、冨田委員さん。

冨田委員 今回上程されました議案第25号につきまして、所見を述べさせていただきます。

今月18日に荒舩推進委員さんと現地確認をしてまいりました。申請地は、ことし1年間、姿水利組合で耕作管理されてきました。田んぼを耕作する人が減少傾向にある中で、農地として休耕田にしないで、継続して耕作していただけるということはまことにありがたいことだと思います。事務局の説明にもあったように、全ての条件を満たしていると思われますので、委員皆様方のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご苦労さまです。

担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。ありませんか。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第25号につきまして、許可することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。ありがとうございます。

よって、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件に つきましては、許可することに決定いたしました。

町田幸広委員の入室をお願いいたします。

[3番町田幸広委員復席]

議 長 3番、町田幸広委員にご報告申し上げます。

ただいま審議をいたしましたところ、議案第25号につきましては、全員 賛成により、許可することに決定いたしました。よろしくお願いいたしま す。

ここで暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 4時08分

再 開 午後 4時19分

議 長 それでは、再開させていただきますけれども、よろしくお願いします。 続いて、日程第4、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請に 関する件についてを議題といたします。

議案第26号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台 帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は99平方メートルです。申請者 は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。

申請理由は、自己用住宅用地としての敷地拡張であります。

1枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります、赤色で示した場所になります。 具体的な場所ですが、横瀬町総合福祉センターから南方向に約100メートルのところが申請地になります。この農地について、隣地の宅地への進入路及び駐車場敷地として利用すべく敷地拡張したいとの申請でございます。

申請人の現在の自宅は昭和42年の建築でありますが、先代当時も住宅が 建築されており、当時から進入路として利用していたとのことです。申請 者が所有する土地等の見直しを行っていたところ、本申請に係る農地につ いて無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の 申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第26号番ついて、担当推進委員として所見を述べます。

去る12月23日9時に、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請書類の確認をいたしました。今事務局のほうからも詳細な説明がありましたが、私的には問題ないかなと思いました。ただ、今の住宅、結構広いのですけれども、やっぱり入り口がないということで、こういうことになったと思います。また、裏のほうに始末書と経緯書ですか、書いてありますので、色々あると思いますが、委員皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

9番、若林委員さん、お願いします。

若林委員 9番、若林想一郎でございます。

当該地につきましては、12月23日午前9時より平沼推進委員さんと現地調査を行いました。申請人、〇〇〇氏の始末書兼経緯書にありますように、字〇番〇〇〇番〇、台帳地目、畑、99平米については、平成24年ごろから自己用駐車場として車庫が建築されてあるもので、農業委員会の許可を受けず行ったことにより、本人も深く反省をされているようですので、特に他に迷惑を及ぼすことがないようですので、委員各位の特段のご配慮をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 担当委員の説明を終了します。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時24分

再 開 午後 4時24分

議 長 再開いたします。

それでは、ここで質疑を求めます。よろしいですか。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第26号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件に

つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定 いたしました。

続きまして、日程第5、議案第27号 農業委員会の法令遵守の申し合わ せ議決に関する件についてを議題といたします。

議案第27号につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。

本件につきましては、去る11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議された農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせに基づき、市町村農業委員会の総会において内容の周知及び各農業委員会での議決依頼があったものでございます。

内容につきましては、議案書のとおりでございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時26分

再 開 午後 4時31分

議 長 それでは、再開いたします。

ここで、皆さんから意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

[[なし]]

議 長 意見なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第27号につきまして、横瀬町農業委員会として決議することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第27号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決に関する件につきましては、議案書の内容のとおり議決することに決定いたします。 ここで、会議録の字句の整理につきまして、お諮りいたします。

会議中の発言に際しましては、不適当あるいは不備な点がございました ら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

「「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。 これをもちまして閉会といたします。

(午後 4時32分)